

高齢者虐待対応支援マニュアル

はじめに

高齢者の方々が地域の中で尊厳をもって暮らしていく社会を構築していく上で、「高齢者の尊厳を支えるケア」の確立が重要です。

平成 17 年 11 月「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」いわゆる「高齢者虐待防止法」が成立し、平成 18 年 4 月から施行されました。

また、同年改正介護保険法に基づき創設された地域支援事業において、地域包括支援センターには、虐待の早期発見・防止等の権利擁護の機能が求められています。

平成 21 年 3 月における苫小牧市の高齢者人口は、34,788 人となり、全人口に占める高齢者の割合ははじめて 20%を超えました。更に高齢化は進んでいくと予測されています。これに伴い要支援・要介護認定者も増加していくことが考えられています。

苫小牧市における高齢者虐待通報・相談は、法律が施行された 18 年度から徐々に寄せられ、平成 18 年度 28 件、平成 19 年度 32 件、平成 20 年度 15 件となっています。通報・相談に対しては、担当課である介護福祉課及び地域包括支援センターが各事案に対し、対応・支援を実施してきました。

苫小牧市における高齢者虐待対応支援に関しては、平成 18 年度地域包括支援センター連絡協議会において学習会を開催し、市及び地域包括支援センター担当者間での共通認識を図ることを初めとし、次に平成 19 年 3 月 24 日苫小牧市高齢者虐待防止ネットワーク研修会を開催し、民生委員・町内会・老人クラブ・介護サービス事業所職員等の参加をいただき地域における学習会を実施いたしました。

平成 19 年度には、苫小牧市高齢者虐待防止ネットワーク運営事業実施要綱を制定し、地域のネットワーク運営事業として位置づけ、代表者会議である苫小牧市高齢者虐待防止ネットワーク委員会、地域包括支援センターによる地域ネットワーク会議等により事業を進めているところです。

こうした中で、今回地域包括支援センター連絡協議会が中心となり苫小牧市高齢者虐待対応支援マニュアル作成に取り組みました。高齢者虐待に対する共通認識をもって、早期発見、介入・支援、相談窓口と関係機関のネットワークのあり方等、高齢者に関わりのある各機関の職員の円滑な対応・支援の一助となることを願っております。

このマニュアルの編集にあたり、各関係機関において多大なるご協力ご指導をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。

平成 21 年 12 月 苫小牧市

